

令和2年10月22日

幼稚園・小・中学校の保護者様

赤磐市教育委員会

インフルエンザに係る出席停止の対応について

清秋の候、保護者の皆様におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より、赤磐市の子どもたちの健やかな成長のため、学校教育活動、及び赤磐市の教育行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、赤磐市ではインフルエンザにおける出席停止の扱いについては、各校園で出席停止の指示、治癒報告の受理等の対応をすることとしています。

つきましては、お子様が医師からインフルエンザと診断を受けた場合は、下記の手続きにより御対応くださいますようお願いいたします。

記

医師からインフルエンザと診断を受けた場合の手続き

1 インフルエンザの出席停止期間について

原則として「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては、3日）を経過するまで」とし、医師の診断の結果、保護者から「インフルエンザ」と校園に連絡があった日を含め、その前後を問わずインフルエンザにより連続して欠席した期間とします。また、上記の期間を過ぎていても、幼児・児童・生徒の健康状態によっては、再度受診し、医師の診察の結果、この期間を延長することもあります。

（例：児童生徒の場合）

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後2日目に解熱した場合	発症・発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校不可	登校可	
← 出席停止期間 →								
発症後4日目に解熱した場合	発症・発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可
← 出席停止期間 →								

2 再登校の際に校園へ提出する書面について

校園にインフルエンザ発症の連絡をした際に、校園から治癒に関する書面が発行されます。その書面に、医師の診断及び指示に基づいて、保護者が必要事項を記入し、出席停止期間が終了し、登校を再開する日に、校園に提出してください。医師による書面への記入・押印は必ずしも必要ではありません。